

社援保発0501第1号
令和2年5月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の
生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添1「特別定額給付金について」（令和2年4月30日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡。以下、「総務省事務連絡」という。）及び別添2「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」（令和2年5月1日府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下、「内閣府通知」という。）のとおり、特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て給付金」という。）の支給が市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行われることとなっている。

特別定額給付金及び子育て給付金の生活保護制度上の取扱いについては、各給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱いについて

特別定額給付金及び子育て給付金は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されている

ことから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり取り扱うこととする。

(1) 特別定額給付金について

特別定額給付金は、総務省事務連絡において、施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。

被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする。

なお、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金・見舞金等とは異なり、当該給付金の全額を収入として認定しないこととするので、自立更生計画等を徴取する必要はないこと。

(2) 子育て給付金について

子育て給付金は、内閣府通知において、施策の目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する」とされ、対象児童については、児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）とされており、対象児童のいる被保護世帯も給付の対象となっている。

被保護者に子育て給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、平成27年度に実施された子育て世帯臨時特例給付金及び令和元年度に子育て世帯向けに販売されたプレミアム商品券と同様に、収入として認定しないこととする。

(3) その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する給付金（商品券等を含む）については、当該給付金の趣旨・目的が、下記のいずれかに該当する場合は、収入として認定しない取扱いとする。

ア 特別定額給付金と同様の趣旨・目的、給付対象者であれば、収入として認定しないこと。

イ 災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的であれば、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という）第8の3の（3）のオに定める、「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」につき、収入として認定しないこと。

ウ 子育て世帯、ひとり親世帯、障害者、高齢者等の福祉の増進を図るため、地方公共団体又はその長が支給する金銭という趣旨・目的であれば、次官通知第8の

3の(3)のケに定める額の範囲内につき、収入として認定しないこと。なお、額の範囲についてこれによりがたい場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(6)のイにあたるものとして、厚生労働大臣に情報提供すること。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が上記の給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、保有を容認すること。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の問18により、この場合、「必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行う」とともに、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない」としているため、こうした点についても周知すること。

また、特別定額給付金の支給において、福祉事務所で把握している世帯員と、基準日(令和2年4月27日)時点における住民基本台帳上の世帯員に差異がある場合に、世帯主(被保護者)に受給時点の世帯員数以上の給付金が振り込まれた場合には、本来受給すべき者に確実に届くように、また、当該被保護世帯の世帯員分が、当該被保護世帯以外の者に振り込まれる場合は、当該被保護世帯の世帯員分について請求を行うように、助言指導を行うこと。

さらに、こうした助言指導においては、家計改善支援事業や、自立支援プログラムにおける金銭管理支援等を活用することが望ましい。当該事業を実施していない地方自治体におかれては積極的に実施されたい。なお、当該事業の実施に要する費用については、国庫補助による支援を実施しているため、活用されたい。

3 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の手持金について

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」(昭和58年3月31日社保第51号厚生省社会局保護課長通知)に定める手持金の累積額には、当面の間、上記の給付金の受給による金銭は算定しないこと。